

釧路市委託業務共同企業体の運用基準

(目的)

第1条 釧路市が発注する建設工事に係る委託業務(以下「業務」という。)において、共同企業体の適正な活用を図るため、次のとおり運用基準を定める。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体の種類は、活用目的の違いによる区別(特定共同企業体、経常共同企業体)により、その内容は次のとおりとする。

2 活用目的の違いによる区別

(1) 特定共同企業体(以下「特定企業体」という。)

特定の業務の履行を目的として業務毎に結成される共同企業体をいう。

(2) 経常共同企業体(以下「経常企業体」という。)

中小・中堅業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営・技術力を強化するために結成される共同企業体をいう。

(特定企業体の運用基準)

第3条 特定企業体の運用基準は、次のとおりとする。

1 対象業務

特定企業体の対象業務は、大規模又は技術的難易度の高い工事に係る業務を履行する際に、技術力を結集することにより、安定的履行を確保する必要がある場合の業務で、原則一般競争入札に付する業務とする。

2 構成員数と構成員の組合せ

特定企業体の構成員数は5者までとする。

3 出資比率の限度

特定企業体によるときの各構成員の出資比率の限度は、次の各号に掲

げるとおりとする。

- (1) 2 者の場合 30%以上
- (2) 3 者の場合 20%以上
- (3) 4 者の場合 15%以上
- (4) 5 者の場合 10%以上

(経常企業体の運用基準)

第 4 条 経常企業体の運用基準は、次のとおりとする。

1 対象業務

経常企業体の対象業務は、一般的な汎用技術を用い比較的規模の大きい業務とする。

2 構成員数と構成員の組合せ

経常企業体の構成員数は 2 から 3 者を原則とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同履行に支障がないと認められる場合には 5 者までとすることができる。

3 出資比率の限度

経常企業体によるとき各構成員の出資比率の限度は、第 3 条第 3 項を準用する。

(共同企業体の資格要件)

第 5 条 共同企業体の構成員の資格要件等は、次のとおりとする。

(1) 構成員の資格要件

構成員の資格要件は、発注業務に対応する測量及び調査並びに建設コンサルタントの許可等につき、許可等を受けてから営業年数が 1 年以上あることとし、管理技術者及び照査技術者を配置しなければならない。ただし、専任でなくてもよいが、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

(2) 資格審査

共同企業体の資格審査は、申請書に基づき資格要件を審査の上、その結果を申請者に通知するものとする。参加資格を有すると認められた場合で、特定企業体にあつては、競争入札の参加申込は、当該資格申請によりあつたものとみなす。また、経常企業体にあつては、競争入札の参加申込は、単体企業に準じた取扱いとする。

(3) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

- ア 共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書

(共同企業体の存続期間又は解散)

第6条 共同企業体の存続期間又は解散は、次のとおりとする。

(1) 特定企業体の存続期間

契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の委託業務料の受領が完了したときまでとする。特定業務の契約の相手方とならなかつた特定企業体の存続期間は、当該業務の契約が締結された日までとする。

(2) 経常企業体の解散

経常企業体の解散時期は、資格の有効期限とする。ただし、存続期間満了の日において業務を履行している場合（業務の履行後、業務委託料等の受領が完了していない場合を含む。）は、当該業務が完了し、かつ、委託業務料等の受領等が完了したときに解散するものとする。

(共同企業体との契約)

第7条 共同企業体と契約を締結するときの契約書等は、次のとおりとする。

(1) 共同企業体による契約書の相手方は構成員の連名とする。

(2) 受託者が経常企業体の場合、契約書には付属協定書を添付するものとする。

(様式)

第8条 共同企業体に係る様式は別記によるものとする。

附 則

この基準は、平成25年 4月 1日から運用する。

別記様式 1

特 定 共 同 企 業 体
競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

平成 年 月 日

釧路市長 あて
釧路市公営企業管理者 あて

(共同企業体の名称)

_____ 特定共同企業体

(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

釧路市（釧路市公営企業管理者）が発注する「 _____ 業務委託」
の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

| 共同企業体構成員 の商号又は名称 | 所 在 地 | 格付等級 | 備 考 |
|---------------------|---------|------|-----|
| | | | |
| | | | |
| 希望する工事の種類 | ○ ○ ○ ○ | | |

* 添付書類 特定共同企業体協定書

別記様式 2

特定共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 釧路市（釧路市上下水道部）発注に係る「 _____ 業務委託」
（当該内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 _____ 特定共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、業務の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

- 2 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

| | | |
|--------|---|-------|
| 住 | 所 | _____ |
| 商号又は名称 | | _____ |
| 住 | 所 | _____ |
| 商号又は名称 | | _____ |

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、入札に関する事項及び業務の履行に関し、当企

業体を代表してその権限を行なうことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 構成員の出資の割合は次のとおりとし、当該業務の請負代金の変更があってもこの比率は変えないものとする。

_____株式会社 _____%

_____株式会社 _____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、運営委員会がその価格を評価する。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務の請負契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行 _____支店とし、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、業務完了のとき、当該業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該業務を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該業務の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の規定による出資の割合によって、利益の配分を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合において、代表者は除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体解散後、当該業務につきかしが発見されたときは、構成員が共同連帯して担保の責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外1社は、上記のとおり_____特定
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本2通及び副本
1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、
副本については競争入札参加資格審査申請のため釧路市長（釧路市公営企業管
理者）に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称)

_____特定共同企業体

(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印